

平成21年11月11日  
年金局年金課  
（担当・内線）三好(3338)  
（ダイヤルイン）03(3595)2864  
社会保険庁運営部年金保険課  
（担当・内線）楠元、加藤(3661、3663)  
（ダイヤルイン）03(3595)2810  
（電話代表）03(5253)1111

報道関係者 各位

## 無年金者の実態把握のための調査と今後の対応について

標記について、別添のとおり公表します。

### 【ポイント】

- 7月1日に調査結果を公表した「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者に係る実態調査」において聴取ができた685人について、改めて調査結果の分析・再整理を行った。
  - ・ 685人のうち、「資格期間を満たしていた者」及び「任意加入により資格期間を満たし得る者」の合計の割合が約2割。
    - 年金の受給に結び付けていくための運用面での各種取組みを推進。
  - ・ 上記「約2割」以外の方は、現行制度の下では、年金を受給することができない状況。
    - こうした方々がいることを踏まえ、制度面の対応についても検討。
    - また、今後、こうした方々を生じさせないための各種取組みを推進。
- さらに、現在社会保険オンラインシステム上の記録において受給資格期間（25年）を満たしていながら年金の受給が確認されない方について、実態を把握するための調査を行っているところ。その結果を踏まえ、必要な対応策を検討。

## 無年金者の実態把握のための調査と今後の対応について

平成21年11月11日  
年金局  
社会保険庁

1. 平成21年7月1日に調査結果を公表した「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者に係る実態調査」について、調査対象者1,628人のうち戸別訪問により聴取ができた685人について、改めて調査結果の分析・再整理を行った（別添1～3参照）。概略は、次のとおり。

- (1) 685人のうち、「資格期間を満たしていた者」<sup>(注1)</sup>及び「任意加入により資格期間を満たし得る者」<sup>(注2)</sup>の合計の割合が約2割となっている。

（注1）支給開始年齢に達していない方で受給資格期間を満たすことを知っている方なども含まれる（別添3参照）。

（注2）国民年金に任意加入している方なども含まれる（別添3参照）。

⇒ これらの方々については、広報の徹底や合算対象期間、任意加入制度等に関する周知、窓口での正確な相談の徹底などにより、年金の受給に結び付けていくための運用面での取組みを推進する。

- (2) 上記（1）以外の方については、「年金に対する不安・不信がある、年金をあてにしていない」、「手続きを知らない・関心がない」、「経済的に保険料を納付することが困難だった」等により受給資格期間を満たしておらず、現行制度の下では、年金を受給することができない状況にある。

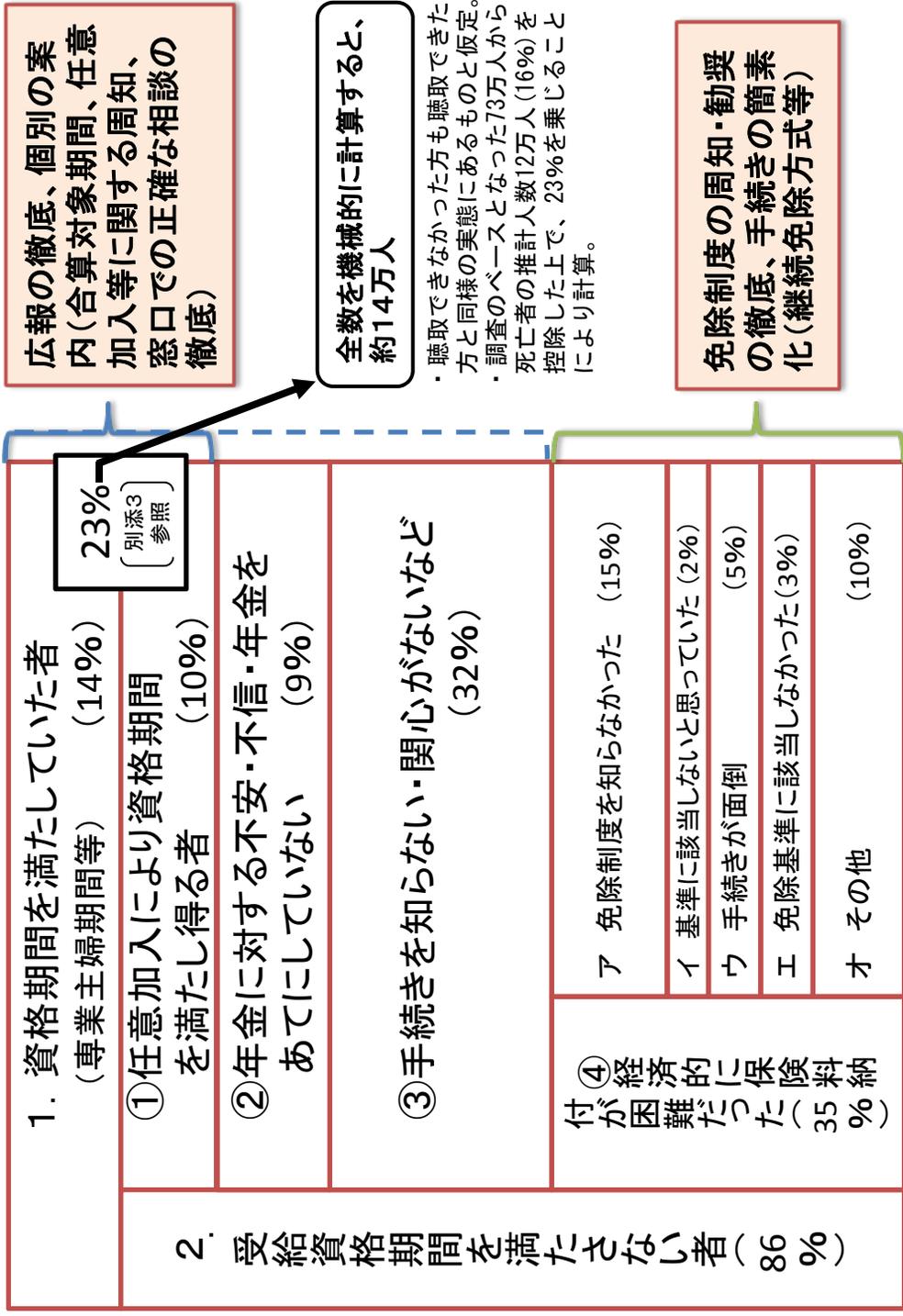
⇒ こうした方がいることを踏まえ、制度面での対応についても検討していく。

⇒ また、今後、こうした方々を生じさせないために、公的年金の必要性や役割の周知を図るとともに、保険料の収納対策の推進や、保険料免除制度の周知・勧奨の徹底等の取組みを進める（別添4参照）。

2. さらに、現在、社会保険オンラインシステム上の記録において受給資格期間（25年）を満たしていながら年金の受給が確認されない方について、実態を把握するための調査を行っているところであり、その結果を踏まえ、必要な対応策を検討していく。

# 無年金者の原因別分析と対応の方向性

平成21年7月に結果を公表した調査では、平成19年12月に公表した無年金者数(注1)(別添2参照)のうち、60歳～64歳：31万人及び65歳以上：42万人の合計73万人に対応する調査対象として1628名(注2)を抽出。下記は、このうち訪問調査において聴取できた685名の状況。



広報の徹底、個別の案内(合算対象期間、任意加入等に関する周知、窓口での正確な相談の徹底)

全数を機械的に計算すると、約14万人

- ・聴取できなかつた方も聴取できた方と同様の実態にあるものと仮定。
- ・調査のベースとなった73万人から死亡者の推計人数12万人(16%)を控除した上で、23%を乗じることにより計算。

免除制度の周知・勧奨の徹底、手続きの簡素化(継続免除方式等)

2 制度的対応について検討

(注1) 社会保険オンラインシステムにより社会保険庁が把握している年金記録を用いて推計した国民年金法に基づく保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が25年に満たない者(70歳未満の者については、今後、保険料を納付することができる70歳までの期間について、納付を行っても25年に満たない者)の数を公表したもの。これらの者の中には、合算対象期間(専業主婦期間等)や共済組合期間など、社会保険庁で把握していない期間があれば老齢基礎年金等の受給資格期間を満たし得る者も含まれている。

(注2) 平成19年4月1日時点で60歳以上であった73万人に対応するサンプルとするため、平成21年4月1日時点で62歳以上の者を対象としている。

(別添1)

## 公表資料

平成19年12月12日  
社会保険庁

## 無年金者数について

～保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者について～

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	—
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

別添1の「1. 資格期間を満たしていた者」及び「2.-① 任意加入により資格期間を満たし得る者」について

(( ))内は、訪問調査により聴取できた685人に対する割合。

1. 資格期間を満たしていた者 94人 (13.8%)

ア. 受給資格期間を満たす者であって、そのことを知っていた者  
62人 (9.1%)

【裁定請求をしていない主な理由】

- 支給開始年齢に達していない……………32人
- 他に年金を受けている……………3人
- 特に理由はない……………5人
- その他……………20人  
(主な内訳)
  - ・裁定請求済……………6人
  - ・これから請求するつもりだった……………6人

イ. 受給資格期間を満たす者であって、そのことを知らなかった者  
32人 (4.7%)

【受給資格期間を満たすことを知らなかった主な理由】

- 年金が出ないと思い込み年金相談を受けなかった……………11人
- 過去に年金相談をしたら受給資格期間を満たさないとされた……………4人
- 年金制度の知識を持っていなかった……………4人
- 年金に関心がなかった……………3人
- 特に理由はない……………3人
- その他……………7人

【新たに確認された期間の種類別件数】(複数該当あり)

- 合算対象期間
  - ・昭和61年3月までの厚生年金保険、船員保険又は共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間……………21件
  - ・昭和61年3月までの厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間(昭和61年4月から65歳に達する日の前月までに保険料納付済期間又は免除期間がある者に限る)……………3件
  - ・その他の合算対象期間……………4件
- 第3号被保険者の特例届出期間……………4件
- 保険料納付済期間
  - ・厚生年金保険加入期間……………16件
  - ・国民年金保険料納付済期間……………3件
- 保険料免除期間……………2件

2. -① 任意加入により資格期間を満たし得る者 66人(9.6%)

◎ 70歳までの間に国民年金に任意加入し保険料を納付すれば、受給資格期間を満たす可能性がある者 66人(9.6%)

ア) そのことを知っていた者 42人

【国民年金への任意加入の有無等について】

- 国民年金に任意加入している……………20人
- 厚生年金に加入している……………12人
- 国民年金に加入していない（厚生年金に加入している者を除く）……………10人

【任意加入していない理由】

- 経済的に保険料を納付することが困難である……………4人
- 特に理由はない……………3人
- その他……………3人

イ) そのことを知らなかった者 24人

【受給資格期間を満たすことを知らなかった主な理由】

- 年金が出ないと思込み年金相談を受けなかった……………7人
- 年金制度の知識を持っていなかった……………11人
- その他……………3人

※上記データの出典：「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者に係る実態調査について」  
(平成21年7月1日、社会保険庁)

## 無年金となる方を生じさせないための周知・広報等の取組について

### 1. 任意加入制度のご案内や合算対象期間等に係る周知・広報の推進

- ① **社会保険庁のオンラインシステム上の記録では受給資格期間（25年）を満たさない方に対する「お知らせ」の送付**
  - ・社会保険庁のオンラインシステム上の記録では受給資格期間（25年）を満たさない方に対して、合算対象期間や第3号被保険者の特例届出期間などの受給資格対象期間の有無についての注意喚起を行い、併せて任意加入制度の周知を図るための「お知らせ」を送付。
    - ア. 平成17年10月から、60歳到達の3ヶ月前に上記内容のお知らせを送付しているところ。
    - イ. 平成17年10月から送付している「お知らせ」の対象とならなかった63歳以上の方に対しては、本年12月中に「お知らせ」を送付予定。
- ② **ご本人にとって社会保険事務所等における年金相談のきっかけとなる新聞、雑誌などの様々な媒体による広報の展開**
  - ・合算対象期間を中心とした効果的な広報を展開。（政府広報の実施・社会保険庁ホームページの掲載内容の工夫。）
  - ・市区町村の協力も得て、各市区町村が発行する広報誌に掲載いただき、より幅広い住民の方々への周知を実施。
- ③ **市区町村等に対して、社会保険事務所への相談を促していただくよう協力依頼**
  - ・ご本人による市区町村窓口等への相談時に、社会保険事務所に送付している年金相談マニュアルを参考に、必要な方には、社会保険事務所への相談を促していただくよう協力依頼を行う。
- ④ **社会保険事務所等において受給要件等の的確かつ円滑な確認を行うための相談ツール（『履歴整理表』）の活用**
  - ・社会保険事務所に対して、既に送付している年金相談マニュアル等も踏まえたよりの確な年金相談の実施を徹底。
  - ・社会保険事務所等における年金記録の円滑な確認に資するよう、ご本人等が職歴・転居歴・氏名変更等を思い出しながら記載する『履歴整理表』を作成し、各社会保険事務所等に備え付けるとともに、ホームページにも掲載。

## 2. 保険料の免除制度の周知・勧奨等の徹底

### ① ターンアラウンド方式による更なる申請手続の簡素化

- ・本年9月から、免除等に該当すると思われる被保険者に対して、基礎年金番号等を予め印字したハガキ形式の申請書を送付し、被保険者が簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能する方式（ターンアラウンド方式）を導入。

### ② 市場化テストの全国展開による効果的・効率的な納付督促・免除勧奨の実施

- ・市場化テストの実施により、民間の創意工夫やノウハウを活用した効果的・効率的な保険料納付督促を推進するほか、本年10月からは免除勧奨業務も委託業務に加えており、今後とも全国展開により事業の拡大を図る。

### ③ このほか、引き続き、新聞、雑誌など、様々な媒体による周知・広報を展開するとともに、学生や若年者をはじめ負担能力の乏しい方に対し、多段階免除制度、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度の周知や申請勧奨を促進する。